

社会福祉法人長崎県社会福祉協議会  
会 員 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は定款第29条第3項の規定により会員について定めるものとする。

(入 会)

第2条 定款第29条の規定により本会会員になろうとするときは、別記様式(省略)の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(代表者)

第3条 会員が法人又はこれに準ずる者であるときは、会員権を行使する代表者を定めて届け出なければならない。

2 前項の代表者を変更するときも同様とする。

(退 会)

第4条 会員は下記の場合には退会したものとする。

- (1) 本人から申し出があったとき
- (2) 死亡又は解散のとき

(除 名)

第5条 会員で本会の名誉を傷つけ又は本会の趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(会 費)

第6条 会員は下記の区分により会費を納めなければならない。

(1) 市町社会福祉協議会

基本額 50,000 円(市町一律)と下表の人口段階別額との和の額。(年額)

NO.	人口区分(千人)	人口段階別額
1	10未満	10,000
2	10～20未満	20,000
3	20～30未満	30,000
4	30～40未満	40,000
5	40～50未満	50,000
6	50～100未満	100,000
7	100～200未満	150,000
8	200～300未満	200,000
9	300以上	300,000

※人口区分は、前年度1月1日現在の住民基本台帳の推計人口値で算出するものとする。

(2) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする団体

年額 15,000 円以上

(3) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設

保育所、乳児院	年額	7,500円
その他の施設	年額	15,000円

(4) 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設

年額 15,000円

(5) 賛助会費

法人、団体、事務所	1口	年額	50,000円以上
個人	1口	年額	3,000円以上

2 年度の中途より入会する場合、または、年度の中途に退会する場合は以下により会費を納めるものとする。

(1) 年度の上半期に入会したもの、または、年度の下半期に退会したものは、前項に規定する会費の全額

(2) 年度の下半期に入会したもの、または、年度の上半期に退会したものは、前項に規定する会費の半額

(会費の納入時期)

第7条 会費は会長が定めて通知するまでに納めなければならない。

(会費の変更)

第8条 第6条の会費は、評議員会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は昭和53年4月1日より施行する。
2. この規程は昭和58年4月1日一部改正し同日から施行する。
3. この規程は昭和61年4月1日一部改正し同日から施行する。
4. この規程は平成2年4月1日一部改正し同日から施行する。
5. この規程は平成7年4月1日一部改正し同日から施行する。
6. この規程は平成11年4月1日一部改正し同日から施行する。  
ただし、市立施設の会費については当分の間5,000円を3,000円に、10,000円を6,000円に読み替えて施行する。
7. この規程は平成12年5月31日一部改正し平成12年4月1日から適用する。
8. この規程は平成14年5月29日一部改正し平成14年4月1日から適用する。
9. この規程は平成16年4月1日一部改正し平成17年4月1日から施行する。  
なお、平成16年度の会費は当該年度の4月1日現在の市町村数をもとに現行規程により算出した額とする。
10. 改正後の規程は平成18年4月1日から施行する。  
ただし、市立施設の会費については当分の間7,500円を3,000円に、15,000円を6,000円に読み替えて、県立、町村立施設の会費については当分の間7,500円を5,000円に、15,000円を10,000円に読み替えて施行する。

11. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。なお、附則 10 の読み替えは廃止とする。